

2021年3月19日

各位

京都信用金庫

## 預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は商品内容の変更に伴う規定の改定および新設を下記の通り行いますのでお知らせいたします。

なお、改定後および新設の規定は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

### 記

1. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます）

① [夢ネット支店取引規定](#)

② [夢ネット支店用 普通預金規定](#)

③ [宝くじ夢定期預金規定](#)

④ [夢ネット支店用 キャッシュカード規定](#)

⑤ [京信宝くじ付定期預金（3年変動金利型）規定（松井山手支店）](#)

2. 新設する規定（規定名をクリックするとご覧いただけます）

[変動金利定期預金規定（期間3年）](#)

3. 適用開始日

2021年4月20日（火）

4. 主な改定内容（改定部分を下線表示）

① 夢ネット支店取引規定

改定前	改定後
<p>第4条 当支店との取引方法</p> <p>第5項を挿入</p>	<p>第4条 当支店との取引方法</p> <p>2. <u>各店舗窓口による取引</u></p> <p>(1) <u>定期預金、普通預金を解約し、お客様のご指定の預金口座に解約元利金を振り込む取引。</u></p> <p>(2) <u>定期預金、普通預金を解約し、各店舗扱いの商品に振り替える取引。</u></p> <p>(3) <u>普通預金残高が1万円以下の現金出金取引。</u></p>
<p>第9条を新設し、以下の条項を繰り下げ</p>	<p>第9条 各店舗窓口における本人確認方法</p> <p><u>各店舗窓口における本人確認方法は、次による方法の他、もしくは当金庫所定の方法により行います。</u></p> <p>1. <u>キャッシュカードの認証BOXでの暗証番号とお届出印の照合。</u></p> <p>2. <u>写真付本人確認書類のご提示とお届出印。</u></p> <p>3. <u>普通預金残高が1万円以下であれば、キャッシュカードのご提示と写真付本人確認書類。</u></p>
<p><u>第13条</u></p> <p>第13条を第14条に繰り下げし、右記の通り第3項を挿入</p>	<p>第14条 宝くじ夢定期預金取引</p> <p>3. <u>各店舗窓口における定期預金の解約</u></p> <p><u>当金庫所定の方法により、各店舗窓口で定期預金の解約依頼を受付けた場合、以下の通り取扱います。</u></p> <p>(1) <u>お客様ご指定の預金口座に解約元利金を振込みます。</u></p> <p>(2) <u>各店舗扱いのご本人様名義の商品に振替えることもできます。</u></p>

改定前	改定後
<p><b>第14条</b> 第14条を第15条に繰り下げ</p> <p>4. 平日の<u>午後2時30分</u>までに受付けた解約依頼は、当日中に振込通知を発信しますが、平日<u>午後2時30分</u>以降に受付けた解約依頼は、翌窓口営業日の取扱いとします。</p>	<p><b>第15条</b> 定期預金・普通預金解約元利金の振込み取引</p> <p>4. <u>テレホンバンキングでの解約依頼</u>において平日の<u>正午</u>までに受け付けた解約依頼は、当日中に振込通知を発信しますが、平日<u>正午</u>以降に受付けた解約依頼は、翌窓口営業日の取扱いとします。</p>
<p><b>第18条</b> 残高通知書</p> <p>第18条を19条に繰り下げ</p> <p><u>1. (1) 定期預金の新規作成時、および解約時に「普通預金・定期預金残高通知書」を作成し郵送いたします。</u></p>	<p><b>第19条</b> 通知書等</p> <p><u>1. (1) 削除</u></p>

②夢ネット支店用 普通預金規定

改定前	改定後
<p><b>第1条</b> 取扱店の範囲</p> <p>夢ネット支店（以下「当支店」といいます。）で開設したこの預金は、当支店以外の当金庫本支店の店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>ただし、払戻しは、ATMでの払戻しに限ります。</u></p>	<p><b>第1条</b> 取扱店の範囲</p> <p>夢ネット支店（以下「当支店」といいます。）で開設したこの預金は、当支店以外の当金庫本支店の店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p>
<p><b>第7条</b> 解約等</p> <p>4. この預金を解約した場合の解約元利金は、お客様ご指定の預金口座に振込みを行います。</p>	<p><b>第7条</b> 解約等</p> <p>4. この預金を解約した場合の解約元利金は、お客様ご指定の預金口座への振込み<u>もしくは振り替え、または各店舗窓口での払戻し</u>を行います。</p>

③宝くじ夢定期預金規定

改定前	改定後
<p>第5条 自動継続</p> <p>この預金は、満期日に3年後の応当日を新たな満期日とした宝くじ夢定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。</p>	<p>第5条 自動継続</p> <p>この預金は、満期日に3年後の応当日を新たな満期日とした宝くじ夢定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>但し、2021年11月1日以降に満期日を迎える定期預金は、変動金利定期預金(期間3年)に自動継続します。以降継続された預金についても同様とします。</u></p>
<p>第9条 預金の解約</p> <p>2. この預金を解約する場合は、テレホンバンキング所定の方法により京信テレホンバンキングセンターに解約の依頼を行うか、<u>または当支店所定の解約依頼書に記名およびお届け印の印章を押印し、ご本人確認書類の写しとともに当支店に提出してください。当支店所定の解約依頼書が必要な場合は、電話にて当支店までご請求ください。</u></p>	<p>第9条 預金の解約</p> <p>2. この預金を解約する場合は、テレホンバンキング所定の方法により京信テレホンバンキングセンターに解約の依頼を行うか、<u>または各店舗窓口で解約の依頼を行ってください。</u></p>

④夢ネット支店用 キャッシュカード規定

改定前	改定後
<p>第14条 解約、キャッシュカードの利用停止等</p> <p>1. 預金口座を解約する場合、またはキャッシュカードの利用を取りやめる場合には、テレホンバンキング所定の方法にて届出てください。(略)</p>	<p>第14条 解約、キャッシュカードの利用停止等</p> <p>1. 預金口座を解約する場合、またはキャッシュカードの利用を取りやめる場合には、テレホンバンキング所定の方法、<u>または各店舗窓口にて届出てください。</u> (略)</p>

⑤京信宝くじ付定期預金（3年変動金利型）規定（松井山手支店）

改定前	改定後
<p>第6条 自動継続</p> <p>1. この預金は通帳記載の満期日3年後の応当日を新たな満期日とした京信宝くじ付定期預金（3年変動金利型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。</p>	<p>第6条 自動継続</p> <p>1. この預金は通帳記載の満期日3年後の応当日を新たな満期日とした京信宝くじ付定期預金（3年変動金利型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>但し、2021年11月1日以降に満期日を迎える定期預金は、変動金利定期預金（期間3年）に自動継続します。以降継続された預金についても同様とします。</u></p>

以上